

花巻市情報セキュリティ対策基準

(目的)

第1 この花巻市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）は、花巻市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、情報セキュリティ対策を講ずるにあたり遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的に定めるため、必要な基本的要件を定めるものとする。

(対象)

第2 対策基準の対象は、基本方針に従い分類した情報資産の全てとする。

(情報セキュリティ責任者)

第3 情報セキュリティ対策の総括責任者として情報セキュリティ責任者を置き、政策推進部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、市におけるすべての情報資産に対する情報セキュリティ対策を総括する。

(情報セキュリティ管理者)

第4 情報セキュリティの適正な運用及び管理を行うため、情報資産を取り扱う課（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に情報セキュリティに関する権限及び責任を有する情報セキュリティ管理者を置き、情報資産を取り扱う課の長をもって充てる。

(ネットワーク管理者)

第5 情報システムのネットワークの情報セキュリティを維持し、効率的な運用を図るためネットワーク管理者を置き、広聴広報課長をもって充てる。

(情報セキュリティ委員会)

第6 情報セキュリティ責任者を補佐し、情報資産の適正かつ円滑な管理・運営を実現するため、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 基本方針及び対策基準の策定及び見直しに関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (3) その他基本方針及び対策基準の実施に関し必要なこと。

3 委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

4 委員会に委員長を置き、広聴広報課長をもって充てる。

5 委員会の会議については、別に定める。

6 委員会の事務局は、広聴広報課で行うこととする。

(情報セキュリティ推進員)

第7 情報資産を取り扱う課にセキュリティ対策の実務を指導・助言する情報セキュリティ推進員を置く。

2 情報セキュリティ推進員は、ネットワーク管理者が区分けした情報資産を取り扱う課の長が指名する職員をもって充て、情報セキュリティ委員会と連携して適切なセキュリティ対策を実施するものとする。

3 情報セキュリティ推進員は、情報資産をネットワークに接続する場合は、ネットワーク管理者へ報告するものとする。

(教育等)

第8 職員等に対して次の情報セキュリティに関する教育等を行うものとする。

- (1) 情報セキュリティ研修
- (2) 情報セキュリティに関する意識啓発

(情報セキュリティ運用管理基準)

第9 市の情報資産を運用する際のセキュリティ管理基準は、次のとおりとする。

(1) 情報システムの導入

ア 情報システムの導入にあたり事前に関係する課等は、ネットワーク管理者と十分協議するものとする。

イ 情報セキュリティに対する脅威への対策

- a コンピュータウイルスその他の不正プログラムに対する対策を行うこと。
- b 情報資産に被害が発生しても最小限の被害で復旧できるようバックアップその他の対策を行うこと。
- c 情報システムの設置にあたっては、地震、水害等物理的な脅威の及ばない対策を行うこと。
- d 情報システムの設置場所には関係者以外立ち入らないよう対策を行うこと。

(2) 情報システムの運用

ア 情報システムにアクセスする権限及びID、パスワードはネットワーク管理者が一括して管理すること。

イ 情報システムへのアクセス状況及びネットワーク資源の利用状況についてネットワーク管理者が監視すること。

ウ 情報システムが常に正常な状態を保つよう保守対策を行うこと。

(3) 情報資産の管理

ア 情報資産は、第三者の目に触れ又は外部に持ち出されないよう対策を行うこと。

イ やむを得ず情報資産を外部に持ち出す場合は、事前に情報セキュリティ管理者の許可を得るとともに、内容が外部に漏洩しないよう対策を行い、事後、複数の人間で漏洩のないことを確認すること。

(4) 情報資産に関する契約等

情報システム又は情報資産に関して契約する際は、基本方針及び対策基準の遵守並びに守秘義務について規定すること。

(監査)

第10 市の情報セキュリティについて、内部監査及び外部監査をそれぞれ定期的及び必要の都度実施するものとする。

(情報セキュリティ実施手順)

第11 対策基準に基づく情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を別に定める。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることより非公開とする。

(事故発生)

第12 情報資産に事故が発生した場合の対応については、別に定める。

別表（第6関係） 情報セキュリティ委員会の組織

部等	課	職
総務部	総務課	課長補佐又は課長補佐相当職で課長の指名する者
政策推進部	広聴広報課	課長
	企画調整課	課長補佐又は課長補佐相当職で課長の指名する者
まちづくり部	地域づくり課	〃
生活福祉部	地域福祉課	〃
健康こども部	こども課	〃
商工観光部	商工労政課	〃
農林水産部	農政課	〃
建設部	土木建設課	〃
上下水道部	業務管理課	〃
大迫総合支所	地域振興課	〃
石鳥谷総合支所	地域振興課	〃
東和総合支所	地域振興課	〃
会計課	会計課	〃
消防本部	総務課	〃
農業委員会事務局	事務局	次長又は課長補佐相当職で事務局長の指名する者
議会事務局	事務局	〃
監査委員事務局	事務局	〃
教育委員会教育部	教育企画課	課長補佐又は課長補佐相当職で課長の指名する者